

「指名願」および「小規模工事等契約希望者登録」の受付

【大川市競争入札参加資格審査申請の受付】

平成25年度に市が発注する工事等請負について競争入札に参加を希望する市内業者の人は、「競争入札参加資格審査申請書」を提出してください。

※提出した書類について、記載事項が事実と異なることが判明したときは、厳正な措置を行いますので、留意ください。

【大川市小規模工事等契約希望者登録申請の受付】

平成25年度に市が発注する小規模な工事および修繕において、大川市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていない人で、大川市内に主たる事業所を有する人は、「大川市小規模工事等契約希望者登録申請書」を提出してください。

対象業種 建築一式、大工、左官、電気、管、ガラス、板金、建具、塗装、内装仕上げ、畳
※1登録業者が登録できる業種は3業種まで。
発注の範囲 1件の予定価格50万円未満に限る

●「提出要領」については、6月3日(月)から、市総務課契約管財係(市ホームページからもダウンロードできます)で配布します。

※提出書類および提出上の注意事項など、必ず「提出要領」を確認のうえ、申請書に必要書類を添付し提出してください。

※公的証明書は、平成25年4月1日以降に発行されたものがが必要です。

受付期間 7月1日(月)～12日(金)(土・日曜日、祝日を除く)※郵送による提出は不可。

受付時間 9時～12時、13時～16時

受付場所 市役所3階第4委員会室

有効期間 9月1日～平成26年8月31日

☎ 市総務課契約管財係 ☎85-5564

大川市婦人のつどい 記念講演会

日時 6月12日(水)、14時30分～
場所 市文化センター・小ホール
内容 テーマ＝「大気汚染の現状を知ろう～光化学オキシダント・PM2.5～」
講師＝高橋洋子氏(福岡県環境保全課)

入場料 無料
※参加については、男女不問。
☎ 市生涯学習課 ☎85-5618

水道週間(6月1日～7日)

『復興の未来と生命 照らす水』

水は限りある貴重な資源です。家庭や職場、学校でも水の大切さについて考えてみましょう。

【無駄なく使おう大切な水】

●水漏れを防ぐために、水道メータをときどき見る習慣をつけましょう。

●水漏れを知る方法は、家中の蛇口を全部閉めて、水道メータを見てください。

●1リットル針かパイロット(星型など)が動いていた場合、どこかで漏水をしている可能性があります。そのときは、早めに大川市指定給水装置工事店へ修理を依頼してください。

【水道週間プレゼント】

水道週間中、蛇口用パッキン、ボールペンなどを先着100人にプレゼントします。

※平日の8時30分から17時15分まで、市上下水道課窓口で配布しています。

☎ 市上下水道課 ☎85-5547

「国勢調査」などの調査員をかたる「かたり調査」にご注意ください!

国・県・市では、現在、国勢調査(次の国勢調査は、平成27年10月1日現在での実施を予定)は実施していません。

大川市内でも、住民に対して「国勢調査」をかたり、家族構成や収入額、資産の有無などの個人情報聞き出す不審な電話を受けた事例が発生しています。実際の調査では、「調査員証」をもった調査員が直接伺い、面接による調査を行います。

統計調査をかたる不審な電話や訪問があった場合、答える前に市企画調整課広報広聴係まで問合せください。

わたくし、調査員の
○×ですが、調査に
ご協力ください。

☎ 市企画調整課広報広聴係
☎85-5574

「省エネ改修」 住宅の「バリアフリー改修」に係る固定資産税の減額措置 「耐震改修」

☎ 市税務課固定資産税係 ☎85-5513

省エネ改修に係る減額措置

次の要件を満たした改修工事を行なった場合、申告により改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税の3分の1を減額します(減額対象家屋面積・居住用部分の床面積の内120㎡を限度)。

※「新築住宅に対する減額」や「住宅耐震改修に伴う減額」など、他の減額措置と重複して受けることはできません。ただし、バリアフリー改修を同年に行なった場合は、合わせて3分の2を減額します。

【要件】

- ①平成20年1月1日に存在する住宅(賃貸住宅は除く。併用住宅の場合は、居住部分の床面積が2分の1以上)
- ②「窓の改修工事」、または「窓の改修工事と併せて行う●床の断熱工事●天井の断熱工事●壁の断熱工事のいずれかの工事」により、一定の省エネ基準に適合することになった住宅
- ③1戸あたりの省エネ改修工事費が、50万円以上(平成25年3月31日以前の場合には30万円以上の住宅)
- ④平成28年3月31日までに省エネ改修工事を行った住宅

【手続方法】

改修工事後3か月以内に、所定の申告書に熱損失防止改修工事証明書(建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行)、熱損失防止改修工事に要した費

用が確認できる書類、納税義務者が市外居住のときは住民票の写し等を添付し、市税務課固定資産税係へ提出ください。

バリアフリー改修に係る減額措置

次の要件を満たした改修工事を行った場合、申告により改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税の3分の1を減額します(減額対象家屋面積・居住用部分の床面積の内100㎡を限度)。

【要件】

- ①平成19年1月1日に存在する住宅(賃貸住宅を除く)
- ②「65歳以上の人」「要介護認定または要支援認定を受けた人」「障害のある人」のいずれかの人が居住していること
- ③平成28年3月31日までに●廊下の拡幅●階段の勾配緩和●浴室の改良●トイレの改良●手すりの取付け●床の段差解消●引き戸への取り替え●床の滑り止め化のいずれかの工事が完了していること(補助金を除く自己負担が50万円以上。ただし、平成25年3月31日以前の場合には30万円以上)

【手続方法】

改修工事後3か月以内に、所定の申告書に要件②に該当することを示す各種手帳等の写し、改修工事の内容および費用が確認できる書類、写真、補助金を受けている場合は補助金の額が確認できる書類、納税義務者が市外居住のとき

は住民票の写し等を添付し、市税務課固定資産税係へ提出ください。

耐震改修に係る減額措置

次の要件を満たした改修工事を行った場合、申告により改修工事が完了した年の翌年度から固定資産税の2分の1が減額されます(減額対象家屋面積・居住用部分の床面積の内120㎡を限度)。

【減額期間】

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修し1年度分

※通行障害既存耐震不適格建築物の場合 2年度分

【要件】

- ①昭和57年1月1日に存在する住宅
- ②耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合している耐震改修であること
- ③耐震改修に係る費用が50万円以上(平成25年3月31日以前の場合には、30万円以上)であること

【手続方法】

改修工事後3か月以内に、所定の申告書に耐震基準に適合した工事である証明書(建築士、指定住宅性能評価機関、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行)、改修工事に要した費用が確認できる書類、納税義務者が市外居住のときは住民票の写し等を添付し、市税務課固定資産税係へ提出ください。